

を月ぎめに改めるごとき算定方式の改善を含めて)講ずるよう配慮されたい。

5 無給研究者の災害補償制度の確立について

(説明)

大学院生、いわゆる無給医等、今日、大学において無給研究者が研究・教育上に果している役割は大きいにかかわらず、その業務上の災害について、これを補償する制度がない。この点について本会議は既に第57回総会の議を経て「大学院学生など無給研究者の研究災害保障制度の確立等について」の勧告を行っているが、政府が速やかに対策を講ずるよう努力されたい。

6 退職手当・共済年金等の改善について

(説明)

多年研究・教育にしがって来た科学者の老後に対しては十分な生活保障をもってむくいるべきことは当然である。ことに異常な物価高の今日、定年退職研究者が生活難から学会費の支払いにすら難渋するというときは、到底、文化国家の名に値いするとはいえない。そのため、退職手当を増額すること、退職手当は全額免税とすること、退職年金は俸給年額の60% (現行40%) に引き上げ、また年金額算定の基礎俸給を退職時の俸給額とし、かつ年金のスライド制を実施することなど、その改善について努力されたい。

9-23

総学庶第1056号 昭和48年7月4日

文部大臣 奥野誠亮 殿

日本学術会議会長 越智勇一

昭和49年度科学研究振興に必要な予算について(申し入れ)

標記について、本会議第423回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

文部省所管の科学研究振興費、特にそのうちの科学研究費補助金の我が国の基礎科学の振興に果たす特色ある役割とそれが我が国の科学研究の調和ある発展に対してもつ重要な意義にかんがみ、その大幅な増額については科学者が等しく要望しているところである。

また、本会議は既に政府に対し「科学研究計画第1次5か年計画」(昭和40年)、「科学研究基金(仮称)の設置について」(昭和42年)、及び「科学研究5か年計画について」(昭和46年)の勧告を行った。

そのなかで、科学研究基金(仮称)を設けるなど、科学研究振興のために国家経費を画期的に増額すると同時に、その体系を整備し、運用を改善すべきことを提唱した。その基本構想はいまだ実現しておらず、将来、科学研究費補助金のあり方と関連して、更に検討を加える必要がある。

以上の経緯をふまえ、本会議は毎年、科学研究費補助金について、この総額を大幅に増額し、細目区分ごとの割当金額を適正ならしめるよう文部大臣あて申し入れてきたところである。しかし、その増額の程度はなお十分でなく、昭和48年度においては予算総額118億円に対して、申請金額は564億円にも達している。

したがって、昭和49年度においては、少なくとも申請金額の半ば程度を満たすことを目途として、総額並びに区分を下表のとおりとすることを適当と認め、その実現を強く要望するとともに、これを科学研究の調和的発展のために有効適切に使用する方法についても更に配慮を加えられるよう希望する。

なお、「学術雑誌出版の助成について」について、本会議は第63回総会（昭和48年4月）の議に基づき勧告を行っており、その趣旨に沿って、成果刊行費の大幅な増額を特に配慮されたい。

区 分	金 額（百万円）
科 学 研 究 費	27,000
特定研究(A) { がん特別研究 }	
(災害科学特別研究)	1,800
" (B)	3,700
総 合 研 究	3,000
一 般 研 究	14,600
奨 励 研 究	1,000
試 験 研 究	2,200
海外学術調査	700
研究 成 果 刊 行 費	1,000
合 計	28,000

昭和49年度の特定研究(B)として、本会議は以下に列挙する領域を選定したので、ここに申し入れる。貴省において領域を決定されるに当たっては、あらかじめ本会議と十分に打ち合わせを行われるよう要望する。

昭和49年度特定研究(B)の領域

核 融 合

結 晶 成 長

環 境 汚 染 制 御

物 性 制 御

生 体 高 分 子

複 合 材 料

広域・大量情報の高次処理

神 経 科 学

免疫学の基礎的研究

（以上は継続）

第2次世界大戦に関する研究

（人文・社会科学関係）

人間の生存にかかわる自然環境に関する基礎的研究

（自然科学関係）

難病の発症機構に関する基礎的研究

（ " ）

生物生産プロセスのシステム化

（ " ）

心臓・血管系の基礎的研究

（ " ）

化学反応の制御	(自然科学関係)
混相流	(")
生体の制御情報システム	(")
国土問題	(複合領域関係)
科学教育	(")

9-24

総学庶第1396号 昭和48年8月13日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

(写送付先：経済企画庁長官)

総合研究開発機構について(申し入れ)

標記について本会議第424回運営審議会の議に基づき下記のとおり申し入れます。

記

「総合研究開発機構」は、その法案が、第71回特別国会において可決成立し、本年10月から発足するはこびになった。

本機構は、国民生活の諸問題の解明に寄与することを目的とするものであるが、科学を産業・国民生活に反映させることをその任務の一つとする本会議としては、今後の本機構の運営等につき深い関心を持たざるを得ない。また、本機構が、その目的を達成するには、科学者の意見を十分聴取することが必要で、特に第12条第3号に述べられている「事業の運営が民主的かつ健全に行なわれる」ためには、その全般に関し、我が国の科学者の総意を代表する機関としての日本学術会議と十分な連絡打ち合わせを行われることが必要である。また、本機構の意図するところには、日本学術会議が1963年以降種々の機会に政府に勧告を行ってきた「科学研究基金」構想の一部が生かされており、本機構の運営に当って、両者にそごの生じないことが望ましい。

以上述べた理由により、政府は本機構を発足させ、運営するに際して、日本学術会議と十分な連絡をとり、特に次の諸点について配慮されたい。

1 機構の基金について

本機構の規模、その運営についてはなお明らかにされていないが、その規模等について、将来の見通しをも含めて示されたく特にその民主的な運営の具体的な保証について明示されたい。

2 定款及び事業計画書等について

第11条に記載されている機構の定款及び事業計画書作成の過程において、本会議の意見を求められることが望ましい。少なくとも最終案の決定以前において、本会議にその内容を示し、意見を徴されたい。

また第24条に定められている業務方法書の作成にあたっても、本会議の意見を徴されたい。

3 役員について

第16条に定められている役員、第20条に定められている研究評議会に関し、本会議と十分な連絡をとられたい。